

第 88 号

お茶の水女子大学学報

昭和 57 年 9 月 1 日

お茶の水女子大学庶務課

目 次

関係法令	1
学内規程	1
人事	2
学事	3
諸報	5
海外渡航	5
給与に関する勧告について	5
国家公務員の定年制度について	14
退職手当法等の一部改正について	14
研修	15
新任者住所	15
氏名変更	15
日誌(抄)	15

17日官報号外)

- 日本学校健康会の財務及び会計に関する省令(文部省令第26号、7月17日官報号外)
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(文部省令第29号、7月23日官報号外)
- 日本学校健康会法施行規則の一部を改正する省令(文部省令第30号、8月30日官報)

【規 則】

- 人事院規則(災害を受けた職員の福祉施設)の一部を改正する規則(人事院規則16-3、8月31日官報)

【告 示】

- 国立の義務教育諸学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る昭和57年度以後の共済掛金の額のうちその保護者等から徴収する額を定める等の件(文部省告示第127号、7月26日官報)

関係法令

【政 令】

- 日本学校健康会法の一部の施行期日を定める政令(政令第182号、7月2日官報)
- 日本学校健康会法施行令(政令第183号、7月2日官報)
- 日本学校健康会法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第184号、7月2日官報)
- 国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令(政令第201号、7月23日官報号外)
- 学校教育法施行令及び文部省組織令の一部を改正する政令(政令第205号、7月23日官報号外)
- 国家公務員共済組合法等による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令(政令第213号、8月13日官報)
- 日本学校健康会法施行令の一部を改正する政令(政令第233号、8月24日官報)

【省 令】

- 日本学校健康会法施行規則(文部省令第25号、7月

学内規程

○お茶の水女子大学規則第10号

お茶の水女子大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和57年7月14日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

お茶の水女子大学学則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学学則の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「大学」の次に「若しくは短期大学」を加える。

附 則

この規則は、昭和57年7月14日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

人 事

◎人事異動

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(採 用)			
57. 8. 1		福田 博	文部教官(教授理 学部)に採用する
(昇 任)			
57. 7. 1	文部事務官 (家政学部)	田代 和敏	家政学部学務係学 務主任に昇任させ る
(事務代理)			
57. 7. 19	文部教官(教 授生活環境研 究センター)	五十嵐 脩	生活環境研究セン ター長事務代理を 命ずる
57. 8. 25	文部教官(学 長)	藤巻 正生	学生部長事務代理 を命ずる
(休 職)			
57. 7. 1	文部教官 (助手理学部)	秋山 女子	休職の期間を昭和 57年9月25日まで 更新する
57. 7. 24	文部教官(附 属小学校教諭)	沢本 和子	育児休業を許可す る 育児休業の期間は 昭和57年7月24日 から昭和58年3月 31日までとする
(臨時的任用)			
57. 7. 24		大井 靖	文部教官(附属小 学校教諭)に臨時 的に任用する 任期は昭和58年3 月31日までとする

◎学内委員

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
57. 7. 1	教 授	中山 時子	外国人留学生顧問 教官を命ずる 任期は昭和59年6 月30日までとする
◇	助 教 授	原 ひろ子	◇
◇	教 授	外山滋比古	女性文化資料館専 門員を命ずる 任期は昭和59年6 月30日までとする
◇	◇	大口勇次郎	◇
◇	◇	沢島 侑子	◇
◇	助 教 授	原 ひろ子	◇

◎非常勤講師

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(採 用)			
57. 7. 1		野村 太良	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和57年7 月31日までとする
◇		豊田 直平	◇
◇		石居 進	講師(理学部)に 採用する 任期は昭和57年7 月31日までとする
◇		大房 剛	◇
(併 任)			
57. 7. 1	文部教官 (筑波大学助 教授)	高橋 伍郎	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和 57年7月31日まで とする
◇	文部教官 (東京大学助 教授)	永嶺 謙忠	講師(理学部)に 併任する 併任の期間は昭和 57年7月31日まで とする
◇	文部教官 (東京大学教 授)	水野 丈夫	◇
◇	文部教官 (山梨大学教 授)	西平 直喜	講師(家政学部) に併任する 併任の期間は昭和 57年7月31日まで とする
◇	文部教官 (東京大学助 教授)	大塚柳太郎	◇
(辞 職)			
57. 8. 31	講師(附属中 学校)	星野 馨	辞職を承認する

◎非常勤職員

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(採 用)			
57. 7. 1		伊藤祐貴子	教務補佐員(家政 学部)に採用する 任期は昭和58年3 月31日までとする
◇		天川 由美	◇
57. 7. 16		鎌田 昭子	事務補佐員(施設 課)に採用する 任期は昭和58年3 月31日までとする
57. 8. 16		高島由貴子	事務補佐員(会計 課)に採用する 任期は昭和58年3 月31日までとする
(任用更新)			

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
57. 7. 16	臨時用務員 (家政学部)	木村しづ子	任用を更新する 任期は昭和57年8 月15日までとする
57. 8. 16	〃	〃	任用を更新する 任期は昭和57年9 月15日までとする
(辞職)			
57. 6. 30	教務補佐員 (家政学部)	原田 則子	辞職を承認する

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
57. 7. 31	事務補佐員 (会計課)	小嶋茂登美	〃
57. 8. 31	事務補佐員 (家政学部)	小川 協子	〃

学 事

○昭和58年度 お茶の水女子大学入学者選抜学力検査実施教科・科目

志願する学部・学科		学 力 検 査 科 目	備 考
文 教 育 学 部		現代国語、古典I乙 外国語(英語B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択)	舞踊教育学科(舞踊教育学、音楽教育学)の志望者にはほかに実技検査を行う。
理 学 部	数 学 科	数学I、数学II B、数学III* 外国語(英語B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択)	第一志望学科について決められた科目を受験すること。
	物 理 学 科	数学I、数学II B、数学III、物理I・II*	
	化 学 科	数学I、数学II B、化学I・II ○物理I・II*、○生物I・II* ○印の科目のうち1科目を選択	
	生 物 学 科	数学I、数学II B、生物I・II* ○物理I・II*、○化学I・II ○印の科目のうち1科目を選択	
☆ 家 政 学 部	児童学科 被服学科 家庭経営学	A 外国語(英語B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択) ○現代国語、古典I乙 ○数学I、数学II B ○印の教科のうち1科目を選択	児童学科の志望者にはほかに小論文を課す。
	児童学科 食物学科 被服学科	B 数学I、数学II B ○理科(物理I・II*、化学I・II、生物I・II*から1科目選択) ○外国語(英語B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択) ○印の教科のうち1教科を選択	

*数学科の数学IIIについては、数学I、II Bの範囲から出題することもある。

理科については高等学校学習指導要領中、物理は物理IIの「内容」(72、73頁)のうち「(4)原子の構造」を除く。生物は生物IIの「内容」(80頁)のうち「(1)生命現象と分子」及び「(3)生物の進化」を除く。

☆児童・被服両学科志望者は、A・Bいずれで受験してもよい。

家庭経営学科はAで受験のこと。食物学科はBで受験のこと。

○入学者選抜第1次・第2次配点比率

学部名	試験の区分	教 科					配点合計	備 考
		国 語	社 会	数 学	理 科	外 国 語		
文 教 育 学 部	共通1次試験	200点	200点	200点	200点	200点	1,000点	舞踊教育学科のみ実技検査を課し、総合判定の資料とする。
	第2次試験	250	—	—	—	250	500	
	計	450	200	200	200	450	1,500	

共通第1次学力試験を受験した者は、すべて第2次試験を受験することができるが、可否判定は、次の3点を総合して行う。

- 1 共通第1次学力試験の総得点が、全国平均程度に達していること。
- 2 共通第1次学力試験の各教科・科目の得点が、それぞれの配点(国語、数学、外国語については各200点、社会、理科については、それぞれ選択した科目各100点)の20%に到達していること。
- 3 第2次試験(下表〔400点〕と、共通第1次学力試験の理科(200点)、外国語(200点)の総合成績。

備考：共通第1次学力試験の追試験受験者についても本試験の全国平均点を目安とする。

第2次試験

学部名	学 科 名	学 科 内 容	教 科					計	備 考
			数 学 I・II B	数 学 III	物 理 I・II	化 学 I・II	生 物 I・II		
理 学 部	数 学 科	150	150*				100	400	*数学 I・II Bを含む
	物 理 学 科	150	100	150				400	
	化 学 科	150		(100)	150	(100)		400	() は選択
	生 物 学 科	150		(100)	(100)	150		400	() は選択

学部名	学 科 名	試 験 の 区 分	教 科					配 点 合 計	備 考
			国 語	社 会	数 学	理 科	外 国 語		
家 政 学 部	A 児 童 被 服 家 庭 営 養	共通1次試験	100	100	100	~100	100	500	児童学科のみ小論文を課し、重要な参考とする。 () から1教科選択
		第2次試験	(250)	—	(250)	—	250	500	
		計	100(350)	100	100(350)	100	350	1,000	
家 政 学 部	B 児 童 食 被 服	共通1次試験	100	100	100	100	100	500	児童学科のみ小論文を課し、重要な参考とする。 () から1教科選択
		第2次試験	—	—	250	(250)	(250)	500	
		計	100	100	350	100(350)	100(350)	1,000	

諸 報

○海外渡航

所属・職名	氏 名	渡 航 先 国	渡 航 目 的	期 間	渡航種別
文教育学部 教 授	松 本 千代栄	オーストリア共和国	国際女子体育会議実行委員会出席	57. 6. 28～ 57. 7. 5	研 修
理 学 部 助 手	大 島 裕 子	ドイツ連邦共和国	第8回流体力学における数値解析手法の国際会議出席	57. 6. 26～ 57. 7. 7	〃
家政学部 助 教 授	島 田 淳 子	チェコスロバキア社会主義共和国 フランス共和国	第7回国際穀物会議で講演及び食物学研究打合わせのため	57. 6. 25～ 57. 7. 9	〃
文教育学部 教 授	森 下 はるみ	アメリカ合衆国 ドイツ連邦共和国 フランス共和国 イタリア共和国 スペイン国 ポルトガル共和国	昭和56年度文部省在外研究員として「適応動作の生理学的行動学的研究」	56. 10. 5～ 57. 8. 5	出 張
文教育学部 教 授	松 本 千代栄	台 湾	台湾における「大学における舞踊教育研究集合」(体育学会主催)において、講義及び演習を行う	57. 7. 29～ 57. 8. 7	研 修

○給与に関する勧告について

人事院は、8月6日、国会及び内閣に対し、公務員の給与改定について勧告した。

給与に関する勧告(抄)

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記のとおり改定すること。

(2) 諸手当

1 初任給調整手当について

(2) 医療職俸給表(1)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学の専門的知識を必要とする官職にあるものに対する支給月額を41,000円とすること。

2 扶養手当について

手当の月額を配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族のうち2人までは各1人につき4,000円(配偶者がいない職員の扶養親族にあつては、そのうち1人を8,500円)とすること。

3 住居手当について

借家・借間に係る手当について、家賃の額と9,000円との差額が7,500円を超えるとときに加算することとされている2分1の加算の限度額を月額7,500円とすること。

4 通勤手当について

(1) 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額支給の限度額を月額18,000円とするとともに、運賃等相当額が当該限度額を超えるときに加算することとされている2分の1加算の限度額を月額3,500円とすること。

交通機関等と自転車等を併用する場合も同様とすること。

(3) その他

期末・勤勉手当の支給日を、基準日から起算して1か月を超えない範囲内で人事院規則で定める日とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、昭和57年4月1日から実施すること。ただし、(3)については、昭和58年4月1日から実施すること。

別 記

行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
1		309,800	240,700	—	—	—	124,500	106,700
2		322,800	250,600	214,400	182,100	152,300	130,900	111,900
3		335,800	260,700	222,600	189,800	159,100	137,400	117,900
4		348,800	270,800	230,800	197,500	166,100	143,900	124,400
5		361,800	281,200	239,100	205,200	173,400	150,600	130,500
6		374,700	291,600	247,600	212,900	180,800	157,000	135,400
7		387,600	302,000	256,300	220,700	188,200	163,300	140,200
8		400,500	312,200	265,000	228,500	195,300	169,600	144,900
9		413,300	322,300	273,600	236,400	202,300	174,800	149,100
10		425,900	332,000	282,200	244,300	209,100	180,000	152,900
11		435,700	341,600	290,700	252,400	215,800	185,100	156,700
12		441,800	350,900	299,200	260,600	222,500	190,100	160,300
13		447,900	359,100	307,700	268,800	229,100	195,000	163,900
14		453,500	365,200	315,700	276,800	235,400	199,400	166,600
15		458,300	371,300	323,500	284,200	241,500	203,600	169,300
16			375,600	329,900	291,300	247,100	207,800	171,900
17				335,800	297,000	252,500	211,700	174,400
18				339,700	302,200	256,500	214,900	176,800
19				343,500	305,800	259,900	217,900	178,800
20				347,300	309,400	263,000	220,200	
21					313,000	265,500	222,500	
22					316,600	267,900	224,700	
23						270,300	226,900	
24						272,700	229,100	
25						275,100		

ロ 行政職俸給表(二)

職務の 等級	特1等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
1		178,100	150,500	123,200	108,900	88,000
2		184,000	155,900	128,600	113,600	90,600
3		190,000	161,400	134,100	118,300	93,600
4		196,000	166,900	139,600	123,200	96,700
5		202,400	172,500	145,100	128,100	100,100
6		208,900	178,100	150,500	133,000	104,200
7		215,700	183,600	155,500	137,700	108,900
8		222,500	189,100	160,600	142,400	113,600
9		229,300	194,600	165,600	146,900	118,200
10		236,100	199,500	170,600	151,400	122,800
11		242,800	204,300	175,000	155,800	127,300
12		249,500	209,100	179,400	160,000	131,600
13		256,100	213,900	183,800	164,200	135,500

職務の 等級 号 俸	特1等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
14	262,600	218,700	188,100	168,100	139,200	119,800
15	268,400	223,400	192,400	171,800	142,400	123,400
16	274,100	228,000	196,500	175,200	145,200	126,800
17	279,700	232,500	200,600	178,500	147,900	130,100
18	285,300	236,900	204,700	181,700	150,500	132,500
19	290,100	241,300	208,700	184,800	153,000	134,800
20	294,600	245,500	212,200	187,200	155,400	137,200
21	298,600	249,300	215,100	189,200	157,400	139,100
22	302,600	253,000	217,400	191,200	159,300	141,000
23	306,600	256,300	219,700	193,200	161,200	142,900
24	309,800	259,600	221,700	195,100	163,100	144,800
25		262,000	223,700	197,000	164,900	146,700
26			225,700			148,500
27			227,700			150,300
28						152,100
29						153,800

教育職俸給表

イ 教育職俸給表(-)

職務の 等級 号 俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	173,500	126,300	102,600
2	—	202,300	181,400	134,100	107,200
3	259,200	211,300	189,400	142,000	112,000
4	269,100	220,300	197,500	149,900	118,000
5	279,000	229,300	205,700	157,700	124,100
6	288,900	238,300	214,100	165,600	130,800
7	298,800	247,300	222,600	173,400	137,600
8	308,700	256,600	230,900	181,300	144,800
9	318,600	265,900	239,200	189,200	152,100
10	328,600	274,900	247,400	197,000	159,400
11	338,600	283,800	255,600	204,700	166,700
12	348,600	292,300	263,700	212,400	173,700
13	358,700	300,000	271,700	219,800	180,400
14	368,800	307,600	279,600	226,300	186,600
15	378,900	315,000	287,100	232,800	192,400
16	389,000	322,100	294,400	238,500	198,100
17	399,100	329,100	301,700	244,100	203,500
18	408,700	336,100	308,700	249,700	208,700
19	417,500	343,000	315,700	255,200	213,900
20	426,100	349,800	322,600	260,600	219,000
21	434,700	356,000	329,400	266,000	223,800
22	442,800	362,100	335,900	271,400	228,500
23	450,000	368,200	341,900	276,500	233,100
24	455,500	373,600	347,200	281,500	237,600

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
25	460,300	379,000	351,100	286,300	241,100
26	465,100	383,800	354,300	290,500	244,400
27		387,300		293,700	247,700
28				296,800	251,000
29				299,800	253,500
30					255,900

□ 教育職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	301,200	—	113,100	—
2	309,900	222,200	118,600	95,100
3	318,600	230,200	125,400	98,500
4	327,300	238,200	132,400	102,500
5	335,900	246,300	139,300	106,700
6	344,500	254,400	146,100	111,500
7	353,100	262,600	152,900	116,900
8	361,700	270,800	159,600	123,000
9	370,400	279,000	166,300	129,500
10	378,800	287,200	173,100	136,100
11	386,900	295,400	179,900	142,700
12	394,300	303,500	186,900	149,200
13	401,400	311,500	194,700	155,600
14	408,400	319,500	202,600	161,900
15	413,000	327,200	210,600	168,200
16		334,900	218,600	174,500
17		342,600	226,300	180,800
18		350,300	234,000	187,000
19		357,900	241,700	193,200
20		365,300	249,500	199,300
21		371,800	257,200	204,700
22		378,300	264,900	210,000
23		384,600	272,600	214,900
24		390,900	280,300	219,800
25		395,100	287,900	224,500
26			294,800	229,100
27			301,600	233,700
28			308,400	238,000
29			315,200	242,100
30			321,800	246,100
31			327,700	249,200
32			333,400	252,300
33			338,000	255,300
34			342,200	258,100
35			346,300	260,300
36			350,300	
37			353,300	

ハ 教育職俸給表(三)

職務の 等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	298,300	—	102,500	—
2	305,900	189,500	107,800	95,100
3	313,500	197,700	113,100	98,500
4	321,200	205,900	118,600	102,500
5	328,900	214,100	125,400	106,700
6	336,400	222,200	132,400	111,500
7	343,900	230,200	139,300	116,900
8	351,300	238,200	146,100	123,000
9	358,100	246,300	152,900	129,500
10	364,900	254,400	159,600	136,000
11	370,900	262,500	166,300	142,500
12	376,700	270,500	173,100	148,700
13	381,500	277,900	179,900	154,800
14	386,300	285,200	186,900	160,700
15	390,400	292,500	194,700	166,500
16		299,600	202,600	172,200
17		306,600	210,600	177,700
18		313,600	218,600	183,100
19		320,600	226,300	188,400
20		327,500	234,000	193,600
21		334,300	241,700	198,400
22		340,700	249,400	202,800
23		346,600	257,000	207,200
24		351,900	264,600	211,200
25		356,300	271,600	214,900
26		360,000	278,400	217,900
27		363,000	285,200	220,900
28		366,000	291,500	223,500
29		369,000	297,500	225,800
30			303,300	228,000
31			309,000	230,100
32			314,600	
33			319,500	
34			324,400	
35			328,600	
36			332,300	
37			336,000	
38			339,700	
39			342,300	

医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一) (略)

ロ 医療職俸給表(二)

号	職務の等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		303,100	249,200	222,600	189,800	140,400	110,100	96,300	—
2		314,200	259,600	230,800	197,700	147,100	115,300	100,300	90,000
3		325,300	270,000	239,100	205,600	153,800	121,400	104,400	93,000
4		336,600	280,500	247,600	213,600	160,600	127,400	108,900	96,000
5		347,900	291,000	256,300	221,600	167,500	133,500	114,000	99,700
6		359,100	301,500	265,000	229,600	174,400	139,600	119,900	103,400
7		370,300	311,800	273,600	237,600	181,300	145,800	125,800	107,400
8		381,500	322,100	282,200	245,700	188,500	151,900	131,200	111,000
9		392,700	332,000	290,700	253,800	195,600	157,900	135,900	114,200
10		403,800	341,600	299,200	261,900	202,700	163,900	140,600	117,100
11		410,500	350,900	307,700	269,900	209,600	169,900	145,100	119,600
12		416,100	359,100	315,700	277,700	216,200	175,200	149,200	122,100
13		421,700	365,200	323,500	285,000	222,800	180,400	153,200	123,700
14		426,900	371,300	329,900	292,000	229,300	185,600	156,900	
15		432,100	377,400	335,800	297,700	235,700	190,700	160,500	
16		436,600	381,700	339,700	303,300	241,800	195,600	164,100	
17				343,500	308,100	247,800	200,100	166,800	
18					312,800	253,500	204,300	169,500	
19					316,400	257,700	208,500	172,000	
20					320,000	261,300	212,400	174,000	
21						264,600	215,400		
22						267,100	217,700		
23						269,600	220,000		
24						272,000	222,200		

ハ 医療職俸給表(三)

号	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		218,100	170,500	145,900	108,600	94,500
2		225,800	177,000	151,700	113,500	97,900
3		233,600	183,600	157,700	118,600	101,400
4		241,500	190,300	163,800	124,100	105,000
5		249,700	197,100	170,000	129,600	108,600
6		258,100	204,000	176,200	135,100	113,500
7		266,500	210,900	182,300	140,400	118,500
8		274,900	217,700	188,400	145,700	123,900
9		283,200	224,400	194,400	151,000	129,300
10		291,500	231,000	200,400	156,300	134,700
11		299,700	237,600	206,400	161,500	139,800
12		307,900	244,100	212,400	166,600	144,900
13		315,900	250,600	218,400	171,700	149,800
14		323,600	257,100	224,400	176,700	154,600

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
15	331,300	263,600	230,300	181,600	159,300
16	338,500	270,100	236,100	186,400	163,900
17	345,500	276,600	241,900	191,200	168,500
18	351,900	283,100	247,600	195,900	172,900
19	357,700	289,600	253,300	200,600	177,300
20	361,500	296,000	258,700	205,200	181,500
21	365,200	301,500	264,000	209,800	185,700
22	368,900	305,700	269,300	214,300	189,900
23		309,700	273,600	218,800	193,800
24		313,700	277,600	223,300	197,100
25		316,900	281,300	227,800	200,300
26		320,100	284,300	232,300	203,300
27		322,800	287,300	236,400	206,200
28			289,800	243,000	209,100
29				243,900	211,300
30				246,300	

指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	422,000
2	465,000
3	518,000
4	572,000
5	617,000
6	665,000
7	725,000
8	780,000
9	830,000
10	890,000
11	940,000
12	960,000

別記備考

- 各俸給表の備考は、現行どおりとする。
- 新俸給施行の日における職員の職務の等級及び号俸は、その前日における職務の等級及び号俸と同一とする。

給与勧告についての説明（抄）

- 人事院は、例年のとおり、官民給与の精確な比較を行うため、職員の全員について給与等の実態調査を実施するとともに、全国約7,600の民間事業所について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。

右の調査結果に基づき、公務にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の職務に従事す

る者について、職務の種類別に、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者の相互の給与を比較した結果、その較差は、昨年比し低位ではあるが、平均10,715円（4.58%）となり、なお相当の額のものであることが明らかになったので、これを埋めるための給与改定を行うことが必要であると認めて勧告を行った。

本年の給与改定に当たっては、俸給表の改善に重点を置きつつ、諸手当についても所要の改定を加えることとした。

2 給与改定の内容は、次のとおりである。

(1) 俸給表

行政職俸給表について、民間給与の傾向等に照らし、世帯形成時に対応する職員の給与の引上げを軸として中堅層職員の給与の改善に重点を置きつつ改定を行うとともに、他の職種の職員の俸給表については、行政職俸給表との権衡を基本とし、民間給与の実態をも考慮した改定を行うことにより、全俸給表の全等級にわたる改定を行うこととした。

なお、指定職俸給表については、昭和53年の据え置き以来、参考としている民間企業の役員給与に見合った改善が行われていないこともあって、両者の開きは年々拡大を続けてきているが、この際は行政職と同程度の改定にとどめることもやむを得ないものと考えて措置した。

- 初任給について、一般の事務・技術系の場合、その俸給を大学卒（上級乙試験）106,700

円（現行101,900円）、短大卒（中級試験）95,700円（現行91,500円）、高校卒（初級試験）89,900円（現行85,900円）とした。

- 2 職種別の改善に当たっては、公安職員、若手研究員等について昨年に引き続き配慮した。

(2) 諸手当

- 1 扶養手当について、民間におけるこの種の手当の支給状況等を考慮して、支給月額を次のとおり引き上げることとした。

配偶者 13,000円（現行12,000円）

配偶者以外の扶養親族のうち2人

各4,000円（現行3,500円）ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養

親族のうち1人は

8,500円（現行8,000円）

なお、その他の扶養親族については現行のままとした。

- 2 通勤手当について、民間における支給状況及び職員の通勤の実態を考慮して、支給月額を次のとおり改定することとした。

ア 交通機関等利用者の場合

運賃等相当額の全額支給の限度額を18,000円（現行17,000円）に、2分の1加算の限度額を3,500円（現行2,500円）に引き上げることとした。これに伴い最高支給限度額は21,500円（現行19,500円）となる。

イ 自転車等の交通用具使用者の場合

片道5キロメートル以上10キロメートル未満について、2,700円（現行2,200円）に引き上げるとともに、通勤不便者の場合には次のように引き上げることとした。

片道10キロメートル以上15キロメートル未満

5,000円（現行4,500円）

片道15キロメートル以上20キロメートル未満

6,700円（現行6,100円）

片道20キロメートル以上

8,500円（現行7,800円）

なお、右のア及びイの改定については、交通機関等と自転車等を併用する場合も同様とした。

- 3 借家・借間居住者に対する住居手当について、民間における支給額の状況等を考慮して、家賃、間代と9,000円（控除額）との差額が全額支給限度額（7,500円—据え置き）を超え場合の2分の1加算の限度額を7,500円（現行

6,500円）に引き上げることとした。これに伴い最高支給限度額は15,000円（現行14,000円）となる。

なお、持家居住者に対する手当については、現行どおりとした。

- 4 初任給調整手当について、医系教官等に対する同手当の支給月額の限度を41,000円（現行39,500円）に引き上げることとした。

- 5 期末・勤勉手当については、昨年5月から本年4月までの間の民間における賞与等特別給の支給実績を調査した結果、現行の年間支給割合（4.9月分）ではほぼ均衡がとれているので、現行のままとした。

なお、その支給日については民間における特別給の支給日の状況を考慮して、これを変更することとし、具体的には、昭和58年度から6月期にあっては30日（現行15日）、12月期にあっては10日（現行5日）とすることとしている。

以上のうち、官民給与の比較の基礎となる給与についての改善は、1人当たり平均にして、俸給9,090円（3.89%）、諸手当で1,082円（0.46%）、その他で543円（0.23%）、計10,715円（4.58%）となる。

- 3 改定の実施時期については、前記2の(2)の5を除き、本年4月1日としている。

- 4 今日、行政の改革、財政の再建が重要な課題となっており、これに対する国民の期待も大きく、とりわけ公務においてはこのことを厳粛に受けとめなければならないものとする。本院としても公務員倫理の向上その他公務の公正かつ能率的な運営のための施策についてかねてから意を用い、そのための努力を重ねてきているところであって、これを給与についていえば、その適正化、合理化の一環として、高齢層職員の昇給延伸及び停止、高位号俸の昇給額の抑制、調整手当の改定による地域配分の是正、各種手当の合理化等の措置を講じてきたのに続き、成績主義の一層の推進を図る趣旨で、本年、特別昇給、勤勉手当の運用の適正化を図ったところであり、今後においても、民間企業における対応をも参考としながら、引き続き給与制度の一層の改善に努めていく所存である。

なお、本年の職種別民間給与実態調査において、民間企業における給与改定に伴う対応状況について参考のため調査したところ、必ずしも給与改定に際してのものではないが、多数の企業において経費の節減、能率の向上等のための措置を日頃から講じている状況がうかがわれた。本院としては、今後と

も、これらの点について、民間における具体的な対応状況を必要に応じ調査していくこととしている。

5 前記の課題と関連して、公務員給与のあり方について様々な論議がなされているが、昨年の報告で述べたとおり、公務員は一般の勤労者とは異なり、労働基本権を制約され、自らの勤務条件の決定に直接参加できる立場にないことから、その制約の代償措置として人事院勧告制度が設けられており、公務員の給与を民間の給与水準に追いつかせるために行われる人事院の給与の勧告が公務員にとってほとんど唯一の給与改善のための手段となっていることに十分な考慮が払われる必要があるとともに、公務員には国民全体の奉仕者として、公正、誠実に職務の遂行に当たることが強く要請され、一般に求められる職業倫理のほか、更に厳しい規範が課されていることに留意する必要がある。こうした事情の下、人事院勧告を通じて公務員の給与を決定する現行の方式は、長年の経緯を経て、昭和45年に実施時期をも含めて勧告どおり実施されることとなって以来10年余を経過し、名実ともに労働基本権制約の代償措置として定着してきたものであり、確立した制度としてこれを維持することが、公務員をして安定した労使関係の下、安心して職務に専念させることとなり、公務の公正かつ能率的な運営に寄与するものであることを特に指摘しておきたい。

6 かねて検討を表明している長期的かつ安定的な人事行政諸施策については、国家公務員法の基本理念に基づき、社会経済情勢の基調の変化等に適応した総合的な施策を、関係者からの意見も聴取しつつ、策定することとしている。具体的には、昨年報告したところに則して、給与制度においては、俸給表の種類及び適用範囲の整備をはじめ等級の新設を含む等級構成の再編整備、号俸構成及び昇給制度の整

備、俸給の調整額及び地域関連手当の適正化などを、任用制度においては、高学歴化等に対応した試験の新設を中心とする採用試験体系の再編及び昇任基準、選抜手続などの昇進管理に関する制度の整備を、また、研修制度においては、幹部養成研修、職員の登用に資するための研修等を中心とする研修体系の整備を、それぞれその基本的な方向として必要な検討を行っているところである。さらに、人事行政運営の基礎となる官職の分類について国家公務員の階級制に関する法律に定める階級制に代えて現実に即した構造のものを策定し、これに合わせて任用制度、給与制度等の関係諸制度の整備を図ることとしており、このほか、休暇制度その他についても所要の整備を図るべく検討を進めていくこととしている。

7 民間における週休制度の実態について引き続き調査したところ、何らかの形で週休2日制を実施している事業所の割合は70.2%（昨年69.7%）となっており、うち、隔週又は月2回以上の週休2日制を実施している事業所は全事業所の53.1%（昨年52.7%）となっている。職員の週休2日制については、いわゆる4週5休方式により実施されているところであるが、施行後1年間の実施状況を調査したところ、基本形により指定された職員は全体の89.6%であり、職務の特殊性等に基づき何らかの変形により指定された職員は全体の10.4%である。また、公務の都合により当初の指定日が変更された職員は全体の28.6%となっている。

本院としては、以上のような状況も踏まえ、民間における週休2日制の動向その他の諸情勢に留意し、関係諸機関と連携をとりつつ、今後の具体的方策について所要の検討を進めることとしたい。

俸給月額増加例

俸給表	職名	等級・号俸	現行俸給月額	勧告による俸給月額	増加率
		等級 号俸	円	円	%
行政職(-)	係員	8-6	94,700	99,100	4.6
		7-3	112,600	117,900	4.7
		6-10	171,800	180,000	4.8
	係長補佐	5-12	212,700	222,500	4.6
		4-11	241,600	252,400	4.5
		3-12	286,600	299,200	4.4
	総括課長補佐	2-11	327,200	341,600	4.4
		1-6	359,000	374,700	4.4
行政用務員	守衛	4-20	148,500	155,400	4.6
		3-16	167,400	175,200	4.7

俸給表	職名	等級・号俸	現行俸給月額	勧告による俸給月額	増加率
職(一)	自動車運転手 車庫長	等級 号俸 2-17	191,700	200,600	4.6%
		1-20	234,900	245,500	4.5%
教育職(一)	助手 教授	4-13	210,000	219,800	4.7%
		2-11	271,700	283,800	4.5%
		1-15	362,900	378,900	4.4%

○国家公務員の定年制度について

国家公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第77号）が昭和56年6月11日公布されました。これによって、昭和60年から定年制度が実施されることとなりますが、その主な内容は次のとおりです。

1. 定年による退職

職員は、定年に達した日以後における最初の3月31日又は任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日に退職することとなった。

「定年に達した日」とは職員に適用される定年年齢に達した日であり、誕生日の前日となる。

2. 定年年齢

定年年齢は原則として60歳であるが次の職員については特例が定められた。

- (1) 病院、診療所等に勤務する医師、歯科医師 65歳
- (2) 行政職(二)職員のうち守衛、用務員等で人事院規則で定めるもの 63歳
- (3) その職務と責任に特殊性があること又は欠員補充が困難であることにより定年を60歳とすることが著しく不相当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 65歳を超えない範囲で人事院規則で定める年齢

3. 定年制度の適用除外職員

- (1) 大学の学長、部局長及び教員（教育公務員特例法第8条適用）
- (2) 臨時的任用職員
- (3) 非常勤職員

4. 定年による退職の特例（勤務延長）

特定の職員が定年に達して退する場合に、その職員の職務が特殊であり代替職員がすぐには得られない場合又は特別の任務を遂行中である場合など、その職員が退職することにより公務の運営に著しい支障を生ずる場合は、定年に達した職員を1年を超えない範囲で当該職務に引き続いて勤務させることができるものとされた。

しかし、1年以内に勤務延長を必要とした事情が

消滅しない場合には、人事院の承認を得て、改めて1年を超えない範囲で延長することができるが、本来の定年退職日から起算して、3年を超えて延長することはできない。

5. 定年退職者の再任用

定年により退職した職員（前記4により勤務延長した後退職した職員を含む）のうち、勤務延長するほどの代替性に欠けることはないにしても、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するために特に必要があると認めるときは、1年を超えない範囲で任期を定めその者を常時勤務を要する官職に採用することができるものとされた。

この場合、人事院規則の定めるところにより1年を超えない範囲で更新することができるが本来の定年退職日から起算して3年を超えないこととされている。

6. 施行期日

この改正法は昭和60年3月31日から施行される。

7. 経過措置

- (1) 改正法の施行日の前日（昭和60年3月30日）までに既に定年に達している職員は、施行日である昭和60年3月31日に退職することとなる。
- (2) 前項の職員についても前記4又は前記5に準じた任用ができるものとされた。

なお、この改正法による人事院規則は未だ公布されておりません。

○退職手当法等の一部改正について

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和56年法律第91号）が昭和56年11月20日に公布されました。この改正の主なものは次のとおりです。

1. 指定機関等に向向した者の退職手当の計算に関する事項

職員のうち、昭和56年11月20日（施行日）前に人事交流により引き続き旧プラント類輸出促進臨時措置法に規定する指定機関に向向し、再び職員となった者及び施行日前に人事交流により引き続き通算規定のない地方公共団体に向向し、再び職員となった

者（施行日に当該地方公共団体に通算規定がある場合に限る）の在職期間及び退職手当の計算については、公車等職員と同様の方法によることとされた。

なお、経過措置として昭和47年12月1日以後の退職に係る退職手当について適用される。

2. 退職手当の引下げに関する事項

昭和57年1月1日（施行日）以後の退職に係る退職手当について20年以上35年以下の期間勤続し、働しよう等により退職した場合に国家公務員等退職手当法第3条から第5条までの規定により計算した額に100分の120を乗じて得た額の退職手当を支給するものとしていたのを、100分の110を乗じて得た額

を支給することに改正された。

なお、経過措置として、昭和57年1月1日から昭和57年12月31日までは100分の117、昭和58年1月1日から昭和58年12月31日までは100分の113とされた。

3. 退職手当制度の見直しに関する事項

今後の民間における退職金の支給の実情、公務員に関する制度及びその運用状況その他の事情を勘案して総合的に再検討を行い、その結果必要があると認められる場合には、昭和60年度までに所要の措置を講ずることとされた。

○ 研 修

名 称	実施期日	対 象 者	修 了 者	主 催
昭和57年度第1回事務電算化研修	57. 8.10～ 57. 8.13	コンピュータ入門コース修了者のうちで、所属長の推せんにより選考する（定員5名）	会 計 課 佐々木信一 入学主幹室 斉藤 実 附属図書館 村上 保彦 附属学校部 猿丸万喜子	お茶の水女子大学

○新任者住所

京地区区国立大学入学主幹・入試担当課長会議（於：一橋大学）

30日（金） 事務連絡会議

31日（土） 対奈良女子大学定期戦（卓球）

8月1日（日）（於：本学）

2日（月） 臨時附属学校委員会

3日（火） 対奈良女子大学定期戦（硬式テニス）（於：奈良女子大学）

5日（木） 文部省共済組合実施監査

10日（火） 昭和57年度事務電算化研修（於：沖電気）

23日（月） 公開講座受講受付（8月23日～27日）

25日（水） 第2回農水産系専門分野出身国立大学長会議（於：島根大学）

26日（木） 対奈良女子大学定期戦（軟式テニス）（於：本学）

28日（土） 対奈良女子大学定期戦（軟式テニス）（於：本学）

29日（日） 昭和57年度中堅事務職員研修（8月30日～9月2日）

○氏名変更

對馬（旧姓：富塚）智子（厚生課用務員）

日 誌（抄）

- 7月1日（木） 昭和57年度留学生交流研究協議会
- 2日（金） （於：帯広畜産大学）
- 5日（月） 部局長会議、入試委員会、留学生顧問教官会議
- 6日（火） 第22回関東甲信越地区厚生補導研修会7月6日～9日（於：山梨大学）
- 7日（水） 各学部教授会
- 9日（金） 学寮委員会、学寮協議会
- 11日（日） 新入生セミナー7月11日～13日（於：八王子セミナーハウス）
- 13日（火） 部局長会議
- 14日（水） 評議会、生活環境研究センター運営委員会
- 18日（日） 夏期休業始 9月8日まで
- 20日（火） 電子計算機講習会 7月20日～27日（於：本学電子計算機室）第26回東